

納 付 書 の 記 載 の し か た
(上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び
源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書)

- この納付書は、源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額又は租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について源泉徴収をした所得税を納付するときに使用してください。
- 「年度」、「税務署名」、「整理番号」、「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れのないよう注意してください。
- 納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。

※ 税金は、源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額を支払い、又は源泉徴収選択口座内配当等を交付した年の翌年1月10日（租税特別措置法施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた月の翌月10日）までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。

なお、この納期限までに納付がない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことになります。

記 載 の し か た

「納期等の区分」欄	源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済による差益に相当する金額の支払又は源泉徴収選択口座内配当等の交付をした年（租税特別措置法施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた月までの期間）の最初と最後の年月を記載します。
「人 員」項	各区分ごとに実人員を記載します。
「上場株式等の譲渡」の「納付税額」欄	その年（租税特別措置法施行令第25条の10の11第2項各号に規定する事由が生じた場合には、当該事由が生じた日までの期間に限りです。）に行われた源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額の合計額（その年の還付すべき金額の計算の基礎となった金額の総額を控除した金額）を記載します。
「上場株式等の譲渡」の「還付税額」欄	その年の還付すべき金額に相当する金額の計算の基礎となった金額の合計額を記載します。
「配当等」の「納付税額」欄	その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額（租税特別措置法第37条の11の6第6項の規定の適用がある場合には、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から同項の規定により控除した同項各号に掲げる金額の合計額の総額を控除した金額）を記載します。
「配当等」の「還付税額」欄	その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した租税特別措置法第37条の11の6第6項各号に掲げる金額の合計額の総額を記載します。
「税 額」項	「源泉徴収選択口座内調整所得金額等及び源泉徴収選択口座内配当等の額」に対応する税額について、それぞれ記載します。
「租税条約に基づく免税分」欄	租税条約に基づき課税の免除を受けるものについて、その人員及び源泉徴収選択口座内調整所得金額の合計額又は源泉徴収選択口座内配当等の額の合計額をそれぞれ記載します。